（台風・災害気象研究部の所掌事務）

第五十七条　台風・災害気象研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　台風に関する実践的研究に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、災害を発生させるおそれがある気象に関する実践的研究に関すること。

（気候・環境研究部の所掌事務）

第五十八条　気候・環境研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候に関する実践的研究に関すること。

二　地球的規模の気象に関する実践的研究に関すること。

（地震津波研究部の所掌事務）

第五十九条　地震津波研究部は、次に掲げる事務（応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地象（火山現象を除く。）、地動及び津波に関する物理的研究に関すること。

二　地震動及び津波の予報の研究に関すること。

三　地震の発生の予知に関する研究に関すること。

四　地象（火山現象を除く。）、地動及び津波に関する測器の研究に関すること。

五　応用地震の研究に関すること。

（火山研究部の所掌事務）

第五十九条の二　火山研究部は、次に掲げる事務（応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　火山現象に関する物理的研究に関すること。

二　火山現象の予報の研究に関すること。

三　火山現象に関する測器の研究に関すること。

（応用気象研究部の所掌事務）

第六十条　応用気象研究部は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する先端的研究に関する事務をつかさどる。

（環境・応用気象研究部の所掌事務）

第五十七条　環境・応用気象研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球的規模の気象の研究に関すること。

二　前号の気象に関連する輻射に関する研究に関すること。

三　第一号の気象に関する実験的研究に関すること。

四　災害気象に関する研究に関すること（台風研究部の所掌に属するものを除く。）。

五　産業気象に関する研究に関すること。

六　水理気象に関する研究に関すること。

七　人工気象に関する研究に関すること。

（気象衛星・観測システム研究部の所掌事務）

第五十八条　気象衛星・観測システム研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象衛星に関する研究に関すること。

二　気象測器の研究に関すること（地震津波研究部、火山研究部及び海洋・地球化学研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　気象の観測システムに関する研究に関すること。

（地震津波研究部の所掌事務）

第五十九条　地震津波研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地象（火山現象を除く。）、地動及び津波に関する物理的研究に関すること。

二　地震動及び津波の予報の研究に関すること。

三　地震の発生の予知に関する研究に関すること。

四　地象（火山現象を除く。）、地動及び津波に関する測器の研究に関すること。

五　応用地震の研究に関すること。

（火山研究部の所掌事務）

第五十九条の二　火山研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象に関する物理的研究に関すること。

二　火山現象の予報の研究に関すること。

三　火山現象に関する測器の研究に関すること。

（海洋・地球化学研究部の所掌事務）

第六十条　海洋・地球化学研究部は、次に掲げる事務（地震津波研究部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　水象に関する物理的研究に関すること。

二　水象に関する予報の研究に関すること。

三　水象に関する観測法及び気象測器の研究に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、水象に関する研究に関すること。

五　気象、地象及び水象に関する化学的研究に関すること。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。